

建設経済常任委員会会議録

令和5年6月8日

寒川町議会

出席委員 横手委員長、山上副委員長
青木委員、小泉委員、太田委員、柳下委員、橋本委員、杉崎委員、関口委員
天利議長

説明者 大山環境課長、戸村副主幹

案 件

(付託議案)

1. 陳情第6号 資源物回収に関する陳情

午前9時00分 開会

【横手委員長】 ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入ります。次第のとおり、付託陳情1件でございます。

それでは、陳情第6号 資源物回収に関する陳情を議題といたします。

ではまず、この陳情について事務局をもって朗読いたさせます。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、朗読させていただきます。

陳情第6号。寒川町議会議長天利 薫様。

資源物回収に関する陳情。

陳情の要旨。

資源物回収を戸別回収にするよう町に働きかけて下さい。

秦野市のように、公民館などでも資源物が出せるように働きかけて下さい。

陳情の理由。

1、『わたしの提案（町長への手紙）』を昨年、月1ペースで衛生指導員及び資源物回収方法への改善を何度となく投書してまいりましたが、いつになったら（町民へ）どのように改善していくのか、全く提示がなされません。

『町長への手紙』で確認できる限りで遡ると2018年7月に既に『資源物ごみ回収の頻度と携わる衛生指導員の撤廃』を求める投書がされています。この時の町の回答は『前向きに検討していきたいと考えております』と決まり文句で締めくくられています。（※昨年9月～10頃は、遡って閲覧可能でしたが、いつの間にか3年前までしか閲覧することが出来なくなっています。）

町民にとっては、生活に密接に関わってくる問題です。言葉だけの前向きの検討は、もう聞き飽きました。

早急に、来年度には今の衛生指導員及び自治会会員への過度な負担をなくしてほしい、と強く町に働きかけて下さい。

2、自治会は、町役場の下働きではない。自治会への加入世帯が少なくなっている現状を町役場は把握されているでしょう。自治会員の負担を減らしていこうと試みているのに、衛生指導員は町から要請され、1年間を通して月1回1時間を担わされます。

今年3月に開かれた『衛生指導員の説明会』では幾度となく『出来る範囲で』の言葉を繰り返していらっしやいました。まるで、簡単な作業であるかのように。

(コロナ禍で緊急事態宣言が出ている頃でも、町役場・環境課から個々の衛生指導員へ改めて連絡もなく感染の不安な中であつても平時と同じような回収方法でした。)

ことば通り、出来る範囲で1時間立たず、出来る範囲でやられる方も中にはいらっしやると思います。しかし、前日の夕方も見回りし、朝も7時前から指導に立っていらっしやる方も実際にいます。私は、実際にそういった現地を見て、その当時の衛生指導員さんへお話を聞いています。

町民、皆が知ることが出来る資料として、『第55号さむかわ自治会だより』の大曲地区が写真や文章を載せています。

3、環境課は、衛生指導員の重要性を説きます。環境保全のため多くの方が、リサイクルは必要であると考えていると思います。しかし、それが一部の町民のみに大きく負担が掛かるのは納得がいきません。

そのため、私の提案(町長への手紙)で、町職員の方にも衛生指導員として町役場の近くにある資源物置き場に立っていただきたい旨を述べたところ、『町職員は多様な業務に従事しているため難しい』との回答をいただきました。町職員の、町民へ対する考え方がこの回答からも透けて見えると思います。

4、衛生指導員の廃止を訴えると、町の回答は「収集業者の車、人員、町の経費」などを理由に挙げていました。

しかし、令和4年12月16日『町理事者と町自治会長連絡協議会との懇談会』にて畑村副町長が、『現在の寒川町の資源物回収は資源化に際して優れた評価をいただいでいて、収集体制を崩して、すぐに(衛生指導員)制度を無くしてしまうことは出来ず、今すぐに「こうします」ということが申し上げられないことは申し訳ないのですが、議題として認識し、少しずつですが進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。』(※令和4年度議事録3ページ中段)

このように、副町長のことば通り理解するのであれば、先に述べた業者の車、人員、町の経費も然る事ながら、町民は誰からの評価かもわからずに、町役場がその高評価を得るために衛生指導員を格安の約800円/時間で、やらせているのと同然です。

町は、衛生指導員の作業を労働と認めず、年10,000円を『感謝の気持ち』として謝礼を支給しています。町は感謝しているとおっしゃっていますが、昨年度までは年度初めに行われる衛生指導員の説明会を(コロナ禍を理由に)3年間も開かず、また、その期の途中にもアンケート(困ったこと等)を聞き取ることもしませんでした。

5、アンケートの調査について。

令和3年10月にインターネット上で町は『家庭から出るごみと資源物に関するアンケート』を2回行いました。これは、町のeモニターアンケートに登録している者297名の内、160名の方が回答されたものです。当時さむかわの人口約48,000名の内160名のアンケート結果です。この結果に関して、町長への手紙の回答、令和4年8月1日、資源物置場を廃止することが『アンケート結果で「変更する必要はない」と「変更した方が良い」との回答が同数となりました。』とあたかも町民全体の民意のように回答されています。

町職員は、さむかわ住民は全ての人がインターネットに不自由ない環境下にあると大きな勘違いをしているように思います。

6、現状、衛生指導員及び自治会への負荷が重くのしかかっているのを町は認識しているにもかかわらず、「議会の承認を得なければ」や「予算」等をあげ、すぐには実施するのが難しいとお話をされています。資源物収集の試験運用実施は昨年2月に田端および10月に大曲、サザンで行われたのは、議員の方もご存じのことと思います。

しかし、その後のアンケート結果は、ホームページ上で掲載するのみ。3月に寒川町環境課から衛生指導員の説明会では、「興味がある方はご覧になってください」と他人任せ。町全体の問題であり、興味があるなしに関わらず、町役場及び環境課が率先して町民皆に関心を持っていただくという気概が感じられない。

7、昨年2度行われた試験運用実施のように、現在の可燃ゴミ置き場に『資源物』も置くようになると、現時点でも大小の差はあるでしょうが、違反ゴミの問題が大きくなるように思います。藤沢のように、全てのゴミを戸別回収とはいかないまでも、資源物は戸別回収を進めてもらえるよう働きかけて下さい。

8、また、いつでも分別して出せるような場所づくり⇒例えば町役場、公民館などの施設に出せるように働きかけてください。

(※倉見の寒川リサイクルセンターがあると町役場に案内されます、遠くて、車がなければ持参できない人がたくさんいます)

2023年5月29日。神奈川県高座郡寒川町小谷1-7-35、アノナット秀美。

以上です。

【横手委員長】 朗読が終わりました。この陳情の審査の進め方について委員の皆さんにご意見を伺いたしたいと思います。いかがいたしましょうか。

青木委員。

【青木委員】 まず担当課の人を呼んで、状況とか現状をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【横手委員長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 今、青木委員より、担当課より本陳情内容に関する現状等について分かる範囲で確認したいというお話がございましたが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 では、担当課に入っただいてから審査を進めてまいりたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま陳情第6号の審査を行うに当たり、本陳情内容に関わる現状等について、担当課に分かる範囲で確認したい旨のご意見がありましたので、執行部より説明をいただきたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

大山環境課長。

【大山環境課長】 それでは、まず陳情の1つ目の資源物の戸別収集につきましては、その理由として、資源物の収集日の朝1時間、衛生指導員さんに分別指導をお願いしていることについて、一部の人に大きな負担がかかっているというもので、衛生指導員制度は廃止してほしいといったことからだと考えております。

2つ目の公共施設への資源物置場の設置につきましては、恐らく資源物の収集日が月に1回しかない、自宅に保管する場所がないこと、また決められた日時に資源物置場に出せない人への対応だと考えられます。議員の皆様もご承知であると思いますが、町の資源物置場は、ごみ集積所とは異なりまして、自宅から遠くなる方が多いこと、資源物の収集日が月に1回であること、収集日の朝、資源物置場で衛生指導員や自治会員の皆様による分別指導や分別のお手伝いが行われていること、これらについては、これまで町民の皆様からご意見をいただいております。担当としては、ごみ・資源物の収集方法等の検討を進めるに当たって、まず令和3年10月に、ごみと資源物に関するeモニターアンケートを実施し、その後、町民、事業者にご協力いただき、令和4年2月に田端地区において、令和4年11月に大曲一丁目、二丁目地区及び宮山地区の大規模集合住宅湘南サザンにて、ごみ・資源物収集の試験運用を行い、課題となっている部分の解消に向けて実現可能な収集方法の検討を行いました。また併せて試験運用にご協力いただいた町民の皆様のご意見、ご意向の把握に努めてまいりました。

今回いただきました陳情の資源物回収を戸別収集にするということについては、考えておりませんが、令和7年度をめどに資源物の収集回数を増やす、資源物置場を廃止してごみ集積所に全てを出せるようにするなど、資源物の収集方法等を見直すことで、陳情の理由となっている部分の改善にはつながるものと考えております。

収集方法等を見直しについては、この後の会議でご報告させていただく予定でおりますので、よろしくをお願いいたします。

また、秦野市のように公民館などにも資源物が出せるようにする取組につきましては、その状況について確認したところ、ごみと資源物の分別促進のために公共用地や公共施設にストックハウスという名称で物置を設置しているということでしたが、町では導入の考えはございません。理由といたしましては、ストックハウスは、決められた時間以外の持込みがあったり、事業者による持込み、資源物以外のごみの持込み、市外からの持込みなどもあり、運用に課題があると伺っております。

また、自宅近くにストックハウスがない人は、結局車を運転して持込みになるということから、寒川町におきましては、広域リサイクルセンターに持込みができることと、それに加えて資源物の収集回数を増やす、資源物置場を廃止してごみ集積所に全て出せるようにするといった見直しを進めることで、陳情の理由となっている部分の改善につながるものと考えております。

以上であります。

【横手委員長】 大山課長、今資源物の回収に関する変更が今後行われるということをおっしゃっていただきましたが、これはここで明言されて大丈夫でしょうか。

大山課長。

【大山環境課長】 こちらにつきましては、4月の経営戦略会議、町の会議の中で政策決定しておりますので、大丈夫です。

【横手委員長】 ただいま執行部から説明がありましたが、質疑等がございましたらお受けしたいと思います。質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 いろいろと進んでいるというのは伝わりましたが、改めて陳情の要旨の戸別回収について聞きたいんですね、資源物回収のね。これって、自分もこれに関連した一般質問をしたことあるんですけど、ある一定の要望というのがあったかなと思うんですね。その辺はどう把握されているのか、これ以前にこういう要望があったということは、どういった把握をされているのかということについてお聞かせください。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 町長への手紙などでは、戸別収集についてということで、ごくまれにそういう要望が上がってたりはしております。ただ、逆に戸別収集に反対というような方のご意見もあり、町としては、いろんな実際に実施している自治体の様子なんかもお伺いしながら、現在の収集を継続しているという状況でございます。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 要望は、多少だけであると、どちらの意見も多少なりとあるというような話だったんですけど、ある程度要望というのがあるわけですから、そのことについて考えだとか、取り組んでいるのは、話を聞いちゃったのであれなんですけど、どういう思いで現状に、その話も受けて取り組んでいたのかということについてお聞かせください。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 戸別収集につきましては、話が長くなりますけど、よろしくをお願いします。

まず戸別収集の実施の目的の1つは、排出者の責任の明確化によるごみの減量化というところになります。ですので、戸別収集を実施している自治体の多くは、資源物じゃなくて、ごみが一般的になっております。それ以外は資源物置場でしたり、ごみ集積所になります。県内で戸別収集を実施している自治体、環境課で把握しているところは、藤沢市、海老名市、大和市、葉山町。藤沢市は、ちょっと例外ではあるんですけども、古紙、衣類、布類以外は戸別収集ということになっています。海老名市においては、可燃ごみと落ち葉と紙おむつが戸別収集、大和市は、可燃ごみと不燃ごみが戸別収集、葉山町は、可燃ごみとプラが戸別収集という状況です。平塚市の一部が今地域テストしているようなんですけども、可燃ごみを対象としているということで、戸別収集は、各家庭の玄関先から収集するというので、住民の意識が変わり、分別が進むということで排出量の削減が期待できるということから、可燃ごみが主に中心となっている、戸別収集している自治体は、さらに排出抑制を図るという意味で、ごみ処理の有料化をセットで実施しているところがほとんどです。ごみ処理の有料化というのは、ごみの量何リットルで幾らですよという処理手数料を設定しているもので、国の手引きに基づいて一番減量効果が高いとされる1リットル2円という金額設定をしている、そういったことで指定収集袋を販売している自治体が多いという状況です。

寒川町でも指定収集袋を使っていると思いますが、ごみの適正排出、分別の徹底を促すことが目的で、中身の見える透明な統一した袋を販売しているということで、ごみ処理の有料化とはまた違う扱いという形になっています。

例えば1リッター2円の処理手数料をいただきますよと有料にすることで、寒川町の可燃ごみの大の袋が、今35リットルになりますので、1枚70円、今20枚入りで300円で販売しておりますけども、それが1,400円になると。鎌倉市の場合には、戸別収集のテストは実施したものの、収集経費に膨大なお金がかかる割には経費に見合った減量化が見込めないということで、戸別収集は見送って、減量化の効果のある有料化だけを実施したということです。茅ヶ崎市も、戸別収集にかかる経費が膨大で財源を捻出できないということで、戸別収集は実施せずに有料化だけを実施したと、もちろん茅ヶ崎市でも40リットルの袋1枚が80円という金額になっています。さらに戸別収集しているところの夏場の過酷な時期においては、人手不足があるということですね。寒川の場合にも実際始めるとすると、受けてくれる事業者がいるのかどうかということも問題となり、町がやりたいというだけではなかなか難しいところもあるのかなと考えております。

そういったほかの自治体の状況なども参考にしつつ、寒川町としては、まずは資源物の置場を廃止して、全てが身近な集積所に出せるようにすることを最優先に考えて、収集方法の見直しを進めていきたいと考えております。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 いろいろと聞きましたけど、4分の2の4、衛生指導員の廃止を訴えると、町の回答は、収集業者のことで、人員、町の経費、今ある程度答えていただいたんですけど、そこが具体的に、この方は、理由を挙げていたということで、多分具体的な、今みたいに詳しく多分この方に説明していなかったかなと思うんですね。やはり根拠になるデータというものを示したほうが、より分かるんじゃないかなと思ったんですね。例えば戸別収集するには、収集業者の車ですとか、人員ですとか、町の経費のところ、そういったデータというのが町に見合わないというような感じで、今のところ考えていないっておっしゃっていましたが、その根拠になるようなデータがあった上でそういう説明をすると、より説得力があるのじゃないかなと思うんですね。なので、例えば基本的に今委託をやっているんですけど、藤沢では直営にして人員を確保している、寒川町でもそういった形にするとか、それは財政的な部分があるから、その辺も、財政の部分もしっかりとこういうぐらいかかりますよ、それをやってしまうと、ごみ袋代に跳ね返ってこのぐらいの額になりますとか、先ほどおっしゃっていましたが、そういうところを示すべきじゃないかななんて思うんですけど、どうでしょうかね。

【横手委員長】 大山課長、現実的な部分で事実だけ述べていただいても構いませんので、お答えはありますか。

大山課長。

【大山環境課長】 実際このお手紙をいただいて、回答としては、なかなか数字の根拠は示せない部分もあったんですけども、先ほど説明させていただいたような理由については、説明をしているところです。ただ、それが幾らかかるのかというようなところだったりを求められている部分もありましたので、なかなかそこは数字が出せない。というのは、まず戸別収集するのを一体どの品目にするのかとい

うところがまず決まらない、可燃ごみだけでいいのか、この方のように資源物を全部やるのかということと、ここで全く費用が変わってきますし、今ある委託業者の車で足りるのかどうかとか、絶対足りないです、戸別収集なんかやると。いろんなところから恐らく応援を頼まないといけないでしょうし、車を増やしてもらわないと回らないと思いますので、まず何を戸別収集にするのか、そしてどれぐらい時間がかかるのかというのを、今回やった大曲ですとか、田端のように、テストをしてみないと、冬の涼しい時期に戸別収集で収集員さんが歩いて車の後ろをついていくのと、夏場の過酷な時期にやるのとでは、恐らく休憩しながらやらないとできませんので、かかる時間も違ってくると思うんです。実際テストをしてみて、どれぐらい時間がかかって、どれぐらい車が必要なのかとか、あるいは車が入れない場所にどうやって対応するのかというのを、やってみないと費用が幾らかかるのかというのは全く出せないという状況で、ほかの自治体の様子を聞きながら、今の状況では寒川ではそこまで考えていませんというお答えをさせていただいたところです。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、以上で質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上で、6月会議で本委員会に付託されました陳情につきましては、質疑まで終了いたしました。この後の進め方については、改めて委員の皆さんにお諮りしたいと思います、いかがいたしましょうか。この後の討論、採決の休憩を含めてご意見を伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。討論の時間なしでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、このまま続けさせていただきたいと思います。

これより討論に入ります。陳情第6号 資源物回収に関する陳情について討論はありませんか。まず反対の方。

小泉委員。

【小泉委員】 今、環境課長からも丁寧な説明をいただきまして、その上で今これから資源物回収に関しては変更していくということが明らかになったという状況もありますし、その中で現時点で陳情の要旨を見ますと、戸別回収とか、今後町がこういうふうに変えていくよというところから、かなり離れた陳情の内容かなというところもあり、かつ現時点では、この陳情内容を満たすことは相当厳しいというお答えもいただきましたので、これを採択するのは難しいのではないかなということで、反対いたします。

【横手委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、賛成討論はないようですが、反対討論のある方。
青木委員。

【青木委員】 町で進めている部分もあるんですけど、やっぱりデータがないというのが、いろいろ言っていたんですけど、やってみないと分からないって言うのではなくて、シミュレーションをしたりだとか、ほかの自治体を参考にしていると言っているんですけど、そういう部分はあるんですけど、そこは継続して議員さん全員で研究を進めていって、現時点で、確かに小泉委員も言っていましたけど、町としていろいろと進めているというのはありますので、この時点で、研究は、当然この人の陳情がありますので、そういった部分で個別収集は全くできないよというのではなくて、研究と調査ということを付け加えて反対とさせていただきたいと思います。

【横手委員長】 ほかに討論はございますか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって討論を終結いたします。

では、これより陳情第6号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成なしであります。よって、陳情第6号は不採択といたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前9時31分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 9月 27日

委員長 横手 旭